

実施要領

1 目的

令和元年度、当法人の自主事業として、南新地地区ウェルネス拠点形成（※）の核となる温浴施設について、その求められる機能や事業性、民間事業者の進出意向の調査事業を行い、ターゲットとなる民間事業者の絞り込みを行った。

また、昨年度は、自主事業として、南新地地区に進出意向のある企業のリストアップを目的とした調査を行うこととしていたものの、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても、南新地地区への進出意向を持つ事業者があるとの情報提供を荒尾市から受け、同調査の実施を見送ったところである。

一方で、温浴施設の立地を検討するに当たっては、地下に温泉として利用できる温泉源があるか否かという情報が極めて重要であるため、当法人の自主事業として温泉探査を実施し、広く公開する。このことにより、地下資源特有の開発リスクの低減を図り、南新地地区への温浴施設の立地を促進し、引いては、当法人の目的である「荒尾市の地域経済の自立的な発展に寄与すること」に資するものである。

なお、温泉探査業務の物理探査の手法は多様であるから、業務を委託する事業者を企画提案方式により公募するものである。

（※）荒尾市が策定した南新地地区ウェルネス拠点基本構想においては、市が整備を検討している「道の駅」に、物販・飲食の他、「文化施設/子育て関連施設」、「宿泊施設」、「温浴施設」、「アウトドア施設等」の機能を相互に連携させることによって、他にはない価値の提供を目指すこととされている。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

荒尾市南新地地区温泉探査業務

(2) 業務内容

別添要求水準書のとおり

(3) 契約方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号を準用した随意契約により締結する。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年10月29日（金）まで

(5) 見積限度額

7,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 提案資格

応募者は、次の資格要件を全て満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場

合も含む。)の規定に該当しない者であること。

- (2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (6) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 2に示す業務について、同様の業務又はそれらに類する業務（以下「本業務と類似する業務」という。）について、平成28年度から令和2年度までに完了した実績が1件以上あること。

4 事業者選定の流れ

(1) 一次審査及び二次審査の実施

参加表明書等の提出事業者が4者を超えた場合は、参加表明書等の内容に基づき一次審査（実績審査）を行い、上位4者について、二次審査（内容審査）を行う。なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、荒尾市の休日を定める条例（平成3年条例第13号）に規定する市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告	令和3年5月24日(月)
2	質問書の受付 第1回 ※参加資格に関する質問 (回答期限)	令和3年5月24日(月)～5月31日(月) (令和3年6月1日(火))
3	参加表明書等の提出	令和3年5月24日(月)～6月4日(金) 【必着】※持参は午後5時まで
4	一次審査 (参加資格審査・実績審査)	令和3年6月4日(金)～6月11日(金)
5	提案書提出要請通知書の通知	令和3年6月14日(月)までに発送
6	質問書の受付 第2回 ※業務内容に関する質問 (回答期限)	令和3年5月24日(月)～6月11日(金) ※随時回答 (令和3年6月18日(金))
7	提案書等の提出	令和3年6月25日(金) 【必着】※持参は午後5時まで

8	二次審査 (内容審査)	令和3年7月上旬
9	最優秀提案事業者の決定	令和3年7月上旬～中旬
10	契約締結	令和3年7月中旬～下旬

5 参加表明手続

参加表明する者は、参加表明書（様式第1号）を1部提出するとともに、下記の添付書類を提出し審査を受けるものとする。なお、参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(1) 添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ア 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可。）
- イ 直近年度の決算書
- ウ 業務実績一覧（任意様式）

平成28年度から令和2年度までの過去5年間の業務実績のうち、本件業務と類似又は関連する業務を対象とする。また、業務実績一覧には、「発注機関名」「業務名」、「契約金額（消費税抜き）」、「業務の概要」を記載し、契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（テクリス・特記仕様書等）を添付すること。なお、対象として記載する件数は、最大5件とする。

エ 配置予定技術者（任意様式）※次の項目を必ず記載すること。

- ① 業務経験年数
- ② 業務に関連する保有資格(資格証の写しを添付)
- ③ 本業務と類似する業務実績 ※最大5件を記載

オ 納税証明書（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、令和2年度の国税及び地方税（都道府県税）の未納がないことを示すもの。地方税については、本業務を主に担当する事業所等が所在する地方公共団体が発行するもの。）

- ・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）
- ・ 都道府県所管の法人事業税、法人住民税及びその他都道府県税の未納のない証明（写し可）
- ・ 市区町村民税の未納のない証明（写し可）

カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書）

キ 誓約書及び役員名簿（別記様式第1号、別記様式第2号）

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本8部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

- ① 受付期間：令和3年5月24日（月）から同年6月4日（金）までとする。
持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合

は期限内に必着とする。

② 受付場所：事務局（荒尾市総務部総合政策課内）

(3) 提案書の提出要請

資格確認結果は、令和3年6月14日（月）までに提案書提出要請通知書（様式第2号）により発送する予定である。

6 質疑について

(1) 質問書の受付

ア 受付期間

① 参加資格に関する質問：令和3年5月24日（月）～同月31日（月）

② 業務内容に関する質問：令和3年5月24日（月）～同年6月7日（金）

イ 提出方法

本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「プロポーザル方式による事業者選定に係る質疑」とすること。また、参加資格に関する質問と業務内容に関する質問とは分けて提出するものとし、質問書（別記様式第3号、別記様式第4号）により提出すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。ただし、期限内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えない。

(2) 回答

ア 回答予定日

① 参加資格に関する質問：令和3年6月 1日（火）

② 業務内容に関する質問：令和3年6月18日（金）

イ 回答方法

回答予定日までにホームページにて回答を公開する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うため、全てに回答するものではない。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

提案書提出要請通知書を受領した者は、下記の書類を提出すること。また、提案書提出要請通知書を受けた後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、提出する副本には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

ア 提案書（様式第3号）1部

イ 提案事項（任意様式・枚数制限なし）正本1部、副本8部

ウ 見積書（任意様式、消費税抜き）1部

※次の事項を記載し、封入封緘して提出すること。

① 業務名称

② 提出者の所在地・名称・代表者名

③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

エ 提案内容を説明する動画を収録したCD、DVD等(以下「CD等」という。)
1枚

※説明(収録)時間は、15分以内とする。

(2) 提出期限及び提出方法

- ① 提出期限：令和3年6月25日(金)
- ② 受付場所：事務局(荒尾市総務部総合政策課内)
- ③ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、事務局まで、期限内に必着とする。

8 一次審査(参加資格審査・実績審査)

参加表明書類に基づく参加資格審査を実施する。なお、提案書の提出者数が4者を超える場合には、選定委員会により、参加表明書類に基づく実績審査を実施する。

(1) 審査予定時期

令和3年6月4日(金)～同月11日(金)

(2) 評価方法

10の評価基準に基づき企業及び配置予定技術者の実績について評価する。なお、提案書の提出者数が4者以下の場合には、二次審査において実績審査を実施する。

9 二次審査(内容審査)

提案書等の内容審査及び提案者による提案内容説明の審査を二次審査とし、選定委員会にて評価点を付し、その順位を決定する。

また、提案書等の提出において提案書等に虚偽の記載があった場合又は提案書等の内容が明らかに本件仕様を満たしていない場合は失格とする。

なお、ヒヤリング及びプレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染拡大防止という観点に鑑み、7(1)エに示すとおり、提案内容を説明する動画を収録したCD等の視聴により実施するものとする。提案者は、選定委員会から事務局を通じて、電子メール等により提案内容に対する質問を受けた場合は、指定された期日までに回答すること。

(1) 審査予定時期

令和3年7月上旬

(2) 評価方法

10の評価基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。

10 評価基準

審査項目	細事項	配点	着眼点	
実績	過去10年の業務実績	10	※資格要件（過去5年類似案件実績1件以上） 十分な実績を持ち、かつ、その業務内容が本業務にいかされると判断する場合は優位に評価する。	
	配置予定技術者の実績	5	配置予定技術者が十分な実績を持ち、かつ、その業務内容が本業務にいかされると判断する場合及び配置予定技術者に本業務にいかされる専門的な資格がある場合は優位に評価する。	
実施方針	業務工程及びスケジュール	10	業務工程が具体的に設定され、スケジュールに妥当性がある場合及び業務履行期間内における効率的な業務遂行のための工程上のポイントや留意点が具体的に示されている場合は優位に評価する。	
	業務実施体制	5	各配置予定技術者等の役割分担やバックアップ体制が具体的である場合は優位に評価する。また、当法人との連絡体制が具体的である場合は優位に評価する。	
企画提案書	業務内容	既存資料調査手法について	20	既存地質文献等資料の収集、地質や活断層の位置確認、源泉データからの温泉の賦存層の検討、探査計画の立案について、効率的・具体的な方法が示されている場合は優位に評価する。
		マクロスケール調査手法について	20	効率的・具体的に示されている場合は優位に評価する。
		ミクロスケール調査手法について	30	地表地質踏査や物理探査について、効率的・具体的な方法が示されている場合は優位に評価する。

1.1 最優秀提案事業者の選定等

選定委員会において、提案価格の評価を行い、技術提案の評価の結果と合わせて最優秀提案事業者の候補者を特定する。

選定委員会における評価に当たっては、次の算定方法によって提案価格及び技術評価（一次審査と二次審査の合計点：100点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。提案者の評価点数（小数点以下第1位まで算出、小数点以下第2位以降切捨て）が同点となった場合は、「技術評価」の評価が高い提案者を上位とし、「技術評価」の点数についても同点である場合は、選定委員会の協議により決定する。

なお、提案事業者が1者の場合であっても、参加資格を満たし、提案の技術評価点数があらかじめ選定委員会が定める水準以上であれば最優秀提案事業者の候補者として特定する。

$\text{評価点数} = \frac{\text{技術評価に係る評価点数} \times 80}{100} + \frac{\text{最も低い見積価格} \times 20}{\text{提案者の見積価格}}$ <p style="text-align: center; margin: 0;">※小数点以下第1位まで算出（小数点以下第2位以降は切捨て）</p>
--

上記選定委員会における最優秀提案事業者の候補者の決定を踏まえて、代表理事が最優秀提案事業者を決定する。

最優秀提案事業者にあつては採用決定通知書（様式第7号）により、その他の者にあつては不採用決定通知書（様式第8号）により通知する。

1.2 最優秀提案事業者の決定後の手続

- (1) 決定した最優秀提案事業者との間において契約交渉を行う。
- (2) 契約交渉に際して、契約内容等詳細について協議を行う。
- (3) 契約締結における契約内容は、提案書等（提出されたCD等における説明内容等を含む。）に基づくものとする。
- (4) 最優秀提案事業者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、次点の者を最優秀提案事業者とし、この者との間において契約交渉を行う。この場合においては、上記(2)及び(3)を準用し、契約交渉を行う。

1.3 結果の公表

ホームページにおいて、次の事項を公表する。なお、電話等による問合せには、一切応じない。

- (1) 最優秀提案事業者の決定後
 - ア 業務の概要
 - ① 件名
 - ② 業務内容
 - イ 最優秀提案事業者の所在地、商号（名称）及び代表者氏名
- (2) 契約締結後
 - ア 契約金額
 - イ 選定委員会における審査の概要
 - ウ その他必要な事項

1.4 その他

- (1) 提案書の作成及び提出並びに説明（提案者が行うプレゼンテーションを含む。）に要する費用その他本件公募型プロポーザル方式による事業者選定に参加するための費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本件に関する書類等の提出が郵送である場合、提出先における受理確認の有無は、提出事業者から電話で行うものとする。確認がなく期限内に事務局が受理していない場合は、提出された書類等が無効になる場合がある。
- (3) 本件に関して提出された書類等の提出後の修正又は変更は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (4) 本件に関して提出された提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、当法

人において必要と判断した場合は、提案書の複製及び内容を無償で使用できるものとする。

- (5) 最優秀提案事業者の決定後において、仕様書等の内容について疑義が生じた場合は、協議により変更ができるものとする。
- (6) 企画提案は、1 提案者につき 1 案とする。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

一般財団法人荒尾産炭地域振興センター（荒尾市総務部総合政策課内）

住所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

電話番号 0968-57-7622 ファックス 0968-64-0940

電子メール sougouseisaku@city.arao.lg.jp